

令和5年1月13日

第6回 関市防災基本条例策定専門委員会 議事録

場所：関市役所6階 6-2会議室

○議事日程

令和5年1月13日（金曜日） 午前10時00分 開議

- (1) (仮称) 関市防災基本条例 骨子案 (案) について
- (2) (仮称) 関市防災基本条例に関する調査結果 (報告) (案) について

○出席委員

一般公募		朝倉 勝美
一般公募		高村 明宏
一般公募		早川 好美
一般公募		紅谷 美代子
関市自治会連合会	会長	遠藤 俊三
関市自治会連合会	副会長	中嶋 亘
関市老人クラブ連合会	副会長	石丸 継治
関市民生委員・児童委員協議会	会計	太田 進
関市社会福祉協議会	会長	澤井 基光
関市消防団	団長	土屋 泰弘
関市小中学校校長会	会長	奥田 浩順
国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学	特任准教授	村岡 治道

○欠席委員

関市地域女性の会連合会	会長	北村 房子
関商工会議所	副会頭	各務 剛児
連合岐阜中濃地域協議会	副議長	村瀬 大
せき市保育会	代表	日野 知教
関市女性防火クラブ	代表	早川 貞子

○委員以外の出席者（事務局）

関市危機管理課

関市危機管理課

関市危機管理課

関市危機管理課

関市危機管理課

関市危機管理課

課長

主幹

課長補佐

主任主査

主事

書記

安田 肇

森 啓一

渡邊 活広

小澤 宏之

田内 彰悟

都留 有里佳

令和5年1月13日 午前10時00分 開会

○危機管理課 安田課長

皆さんおはようございます。定刻となりましたので、これより第6回関市防災基本条例策定専門委員会を始めさせていただきます。本日の専門委員会は傍聴ができる会議として開催しております。

現在のところ傍聴者はお見えになりません。また、会議内容は後日議事録を作成し、公表いたします。前回12月22日に開催しました第5回の委員会の議事録は机の上に別紙としておいてございます。

委員の皆様には内容をご確認いただきまして、訂正がありましたら1月31日までに事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

連絡がない場合はご承知だけたものとして、後日公表させていただきます。

それでは初めに村岡座長よりご挨拶をいただきます。

○村岡座長

おはようございます。本日第6回ということで、今、報告をいただきました資料を見ていましたら、第1回は6月2日だったということで、半年をかけて皆さんの知恵、ご経験を盛り込んで議論し、本日、最後の積み残しともいえる重要な事項について、じっくりと時間をかけて議論する場を持たたということは非常に有意義なことだと思います。

これで最後になろうかと思えますけども、もうひと踏ん張り皆様のご意見を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○危機管理課 安田課長

議事の進行につきましては、当委員会の運営規定の第5条によりまして、座長が進めることとなっておりますので、議事の進行を村岡座長をお願いいたします。

○村岡座長

それでは、関市防災基本条例策定専門委員会の座長を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様には慎重なご審議をいただきますようお願いいたします。

まず、事務局から議事の進め方につきまして、提案があるということでございますので、事務局からの説明をお願いしたいと思います。

○危機管理課 渡辺

(議事の進め方について説明)

○村岡座長

ただいま事務局からご説明がありましたが、ご質問はございませんでしょうか。

ご意見、ご質問ないようでございますので、ただいま事務局から提案いただきました、本日

の議事につきましては、まず採決をとる、採決をとる手法については本日の会議に出席している委員、今数えたところ12名ですが、12名の委員の皆様の半数以上の賛成により決するとして、議事を進めることについてご承認いただける方は挙手をお願いします。

挙手多数と認めますので、本日の議事につきましては採決をとるということで進めてまいります。皆様ご協力お願いいたします。

それでは、議事の(1)(仮称)関市防災基本条例 骨子案(案)について事務局からご説明をお願いいたします。

○危機管理課 渡辺

(1)(仮称)関市防災基本条例 骨子案(案)について説明)

○村岡座長

ただいま、事務局からご説明いただきました点について、皆様ご質問等ございませんでしょうか。

○委員

この前の会議の私たちの意見を取り入れていただいて、柔軟に変更していただいたことには感謝申し上げます。

目的のところでは先ほどの説明の中に「市民」、「事業者」、「市」の責務を明らかにするというをおっしゃったので、目的のところには「責務を明らかにし」ということを付け足すといいと思います。

○危機管理課 渡辺

目的に「責務を明らかにし」を加えることについて、みなさまにご承認いただければそのようにさせていただきます。

○委員

素朴な疑問なのですが、基本理念の1、2、3に「市民」、「事業者」、「市」というようにまとめてあるのですが、議会が本文には記載があっても基本理念には記載がされておらず、3ページで議会の責務については書かれていますが、条例そのものに議会の項目はいるのかと疑問に思うのですが、その辺りどうでしょうか。

○危機管理課 渡辺

基本理念の中に議会がないというのは、議会の役割が、市民の代表として選ばれて市が執行する施策などについて監視する役割と同時に、市民の代表として市へ市民の意向を伝えること、市と協力して県や国に要望する立場にございますので、議会の責務を加えました。

基本理念では、防災の重要となる主体として、市民の方はそれぞれ家庭の防災、それから地域の防災。事業者は事業者、市は市で防災力を高め、さらにそれぞれの主体と連携、協力する

必要がありますので責務を定めています。議会は含めておりません。

ただし、責務については議会も防災対策の関わりがありますので加えております。

○村岡座長

今の点のご説明に関していかがでしょうか。

議会は防災において主体的な担い手ではない。監視といいますか、そちらの方の役割を担っている。

○委員

「市民、事業者及び市は地域の安全を確保する」とありますが、「事業者は社員の命を守る」というような言葉、「社員の安全」というような言葉を入れたらどうかと思います。

○危機管理課 渡辺

3 ページ中段のところに事業者の責務を謳っております。

○委員

基本理念に「地域社会の重要性を認識し」という言葉があるということで、「地域社会の責務」という言葉というか、項目というのはどこに入るのかということ、現状この文章構成の中でどこに入るのかということ教えていただきたいです。

もしなければこの市民の責務だとか、事業者の責務というのが項目として顕在化していますので、地域社会の責務というのもあるべきなのかどうなのかと思ったので、教えていただきたいということと、3 ページの1 番上段のところで地域防災計画の反映とありますが、この下のところでは〇〇の責務とあるので、ここは関市防災会議の責務というように表した方がいいのかなと思ったので、この2 点について教えていただけますでしょうか。

○危機管理課 渡辺

条例の目的には、市民の生命と身体、財産を守るためにどうするかが1 番重要なところで、この内容が以下の条文に反映されますので、地域のコミュニティの関係は記載されていない状態です。

コミュニティの推進については、関市の自治基本条例というものがございまして、それとすみわけの関係もありまして、条例には防災に関係する事項を基本理念で大きく謳って、後はその考え方に基づいて行っていくこととしています。

2 点目は防災会議についてですね。

○委員

タイトルの他のところと合わせた時に違和感があったので。

○危機管理課 渡辺

地域防災計画は災害対策基本法に基づいて地域防災計画の策定が義務付けられ、条例と地域防災計画の位置付けを示しています。地域防災計画は行政の予防対策と応急対策と復興対策が書かれているのですが、この条例、基本理念を地域防災計画に反映するということを謳っています。あくまで位置付けを示しているということで突出して項目立てをしています。

○委員

少し、もやっとしていますね。構成のイメージがちょっと分かりにくいです。全部同列に並んでいるので、上位、下位の関係が少しわかりにくいかなと思います。

○村岡座長

他の委員の皆様どうでしょうか。

○委員

言葉のことで、3ページの「市民の責務」で、3項目あって、語尾が3つとも「努めます」で終わっている。これは行政が考えてこのようにしますという意味合いになると思います。先ほどの議会との関係でいくと、命令的というかこの語尾の言葉が違うように感じる。

例えば「実施すること」などとすると、市に対してこの条例を実施しなさいというように受け取れると思います。「努めます」という言葉を採用すると、市の考え、市が実施するというように受け取れるので、語尾の言葉、言葉遣いが不明確のように感じました。

前回の会議の際に言葉の使い方では法的拘束力がある等の表があったと思うのですが、それと比較すると、これは優しい言葉に感じられる。「実施すること」とかそういう表現になると命令的に感じられると思います。法律用語があまりわからないので、単なる私の感覚ですが。

○危機管理課 渡辺

市民の方、事業者の方については努力義務として考えています。

収入などの生活条件は様々で現実的にできない方もいらっしゃるので、条例において義務規程というのは無理だろうということから「努めます」という言葉にさせていただいています。

市の文章の表現は、大きなタイトルがあり、その下に「〇〇すること」という記載し義務規定として表現しています。

○村岡座長

他の委員いかがでしょうか。

ご質問出尽くしたようですので、採決をとりたいと思います。

(1) (仮称) 関市防災基本条例 骨子案 (案) について1ページ目の目的のところ、責務について追記するという点も含めて、ご承認いただける方は挙手をお願いしたいと思います。ありがとうございます。挙手多数と認められましたのでよって、本案につきまして先ほど申し上げました通り、原案に目的のところ責務について追記するという点も含めて

修正したものを関市防災会議に報告することといたします。

続きまして、次の議題に移りたいと思います。(2) (仮称) 関市防災基本条例に関する調査結果(報告)(案)について事務局よりご説明をお願いします。

○危機管理課 渡辺

(2) (仮称) 関市防災基本条例に関する調査結果(報告)(案)について説明)

○村岡座長

ありがとうございました。ただいま事務局よりご説明のありました点につきまして、皆様ご質問等ございませんでしょうか。

○委員

解説のところの5、6ページのところで骨子案の構成について章立ての説明がありますが、「1 総則」などがあってその下に「目的」「定義」とぶら下がり1~4と細かく番号がわかれているということですが、先ほどの別紙1の骨子案のところは1-1とか番号が付いていないので、先ほど章立ての構成がわからないという質問をしたのですが、このように番号があるとわかりやすいのではないかと思います。どちらにあわせるのか、どういう状態で条例が上程されるのか、ご説明していただけますでしょうか。番号がある方がよりわかりやすいとは思いますが。

○危機管理課 渡辺

番号は加えることができますので、わかりやすく加えて防災会議で報告させていただきたいと思います。

○村岡座長

その他どうでしょうか。今日を含めて全6回についての報告書であるということです。

○委員

この条例が策定された後、もし世の中で異変が生じて条令を改正しなければならない事態となったときのために、これは何年ごとに見直しをすとか、そういうのは入れなくてもいいのか。事前にそういう項目を入れて最新の条例にしておく、要するに作ってそのまま放置するのではなく、今後何かあったら改正がされると想定して、「何かあったら改正する」とか「何年ごとに見直しする」ということはいれなくてもいいのでしょうか。

○危機管理課 安田課長

1回作ったからずっと見直しがないということではありません。

法的な部分の改正に合わせて、災害もいろんな災害が今起こっていますので、この条例がそれに対応できないという事態が起こった際は、防災会議の協議を含め条例改正する事になるかと思いますが。この条例に改めてそういったことは書いておりません。

今、委員がおっしゃられたことでよくあるのは計画ですね。計画というものは5年、10年計画ということで、策定後のPDCAサイクルをしっかりと、毎年進捗を確認するというのをほとんどの計画でやっていますけれども、条例でそういった事例が全くないということではないですが、今回のこの条例にはそれが明記してないということでございます。

○村岡座長

他いかがでしょうか？

○委員

前回もお伺いしたのですが妊婦さんや赤ちゃんの予防的な部分で医師や助産師との連携を取れるような体制というのは作っていただけるのか、ここに記載されているのかわからなかったのでお尋ねします。

○危機管理課 渡辺

災害が発生した後の応急対策では、応急対策を実行する上で災害前の平事から有効な対策等をする必要があります。協定の締結やボランティアの事前登録など色々な方法がありますので、今も進めておりますけれども、さらに進めていく形になるとおもいます。

○委員

条例にそういう体制をつくりましょうというのは書かれているのですか。

○危機管理課 渡辺

具体的になってしまうので、災害協定であれば色々物資の提供とか、医療の提供、避難場所の提供等の協定があります。防災にかかる事項について協定を推進するという形で条例においては謳いまして、施策として色々な防災の事前に対策をとらなければいけない部分については考えていくということです。現在も医師会と協定も結んでおります。

○委員

確認したいのですが、この専門委員会は今まで色々なテーマを決めながら意見を言い合ってきており、その意見のまとめを防災会議に報告される。

先ほどから出ている全体の構成の関係とかで位置づけがよくわからないというのは、私たちが頭の中に描いている防災基本条例の第1条から始まってというそういう位置づけが先ほどの表のような番号を打ったようなもので示されていないために、私たちがそれを把握すること、理解することができないということで先ほどの意見が出てきたと思いますが、ここは防災基本条例の案を作る場所ではなく、意見を言うだけですので、どういう防災基本条例の議会にかけられる案が出てくるかは、今度の防災会議でも意見を皆さんからいただき、それを総合して、市の方で防災基本条例案を作成されるということですので、私たちはそこまで分からない。

そして防災基本条例は先ほど目的や理念のところで述べられているように基本的事項を記載するだけですので、先ほど委員がおっしゃったように社会情勢も変わってくるので、5年ごと

に見直しをすると、そういう時に基本的事項に付随する細かいことがその評価の見直しをする項目としていくつかあがってくると思います。

また、「市の責務」、「市の予防対策」この部分が非常に安易に書かれているので、私は市の方でもっともっと検討して、特に建物関係が家屋の倒壊など1番被害が大きくなる部分であり1番大きい問題だと思うので、そういうことに対する市の予防対策、あるいは以前委員がおっしゃった「実効性の確保」そういうことについて、市がどのようにその部分について達成できるように施策を講じていくのかということも合わせて条例を作成される時にもっと検討して市の方で作ってほしいと思います。

あくまで私たちは意見を言うだけであり、作るのは市になるのでそういうところをもっと煮詰めてもらいたい。

できれば、危機管理課だけではなくて、全庁的に取り組んでもらった方がいいと思います。

例えば、家屋の倒壊に対して実効性の確保というものはあまり進んでいかないと思うが、道路に家屋が倒れた場合、交通を遮断してしまうのでその家だけの問題ではない。そういうことに対して、「市が耐震の相談に乘りますよ」、「助言しますよ」、「勧告しても言うことを聞かない場合はどうする」など、そういうようなところまで条例はやっぱり書かなければ、実行性の確保はできない。

なので、条例案を作成される時に私たちの意見を言っただけではあるけども、これが変更されたり、あるいは付け足しされたりして市の方でより完璧なものを作ってもらおう。そういうことで、変更もある、追加もあるということを確認したかった。

ぜひそういう風にしてほしいと思います。

○村岡座長

この場で議論しています内容は調査結果（報告）についての議事になりまして調査結果という位置づけになります。片や今、委員がご指摘されたのは我々の委員会の上にある防災会議で取り扱う事項について踏み込んだ意見を述べていただいたかと思うのですが、こういったこの場にいらっしゃる委員の皆様のご意見、お考えを防災会議でお伝えする方法はあるのですかね。意見を付帯するというのですかね。委員会ではここまでやりました、防災会議で後はよろしくというような形になろうかと思えますけど。

○危機管理課 安田課長

調査結果（報告）（案）に別紙を添えてここまで作りましてというのにプラスして、こういった意見も委員の意見としてありましたというのを付帯意見としてつけることは可能かとおもいます。

○村岡座長

では今の意見のみならず、他の委員の皆様もぜひこれだけは言っておきたいという意見は、最小限という条件は付くと思いますが、何かしらの形で事務局に提出させていただいてまとめて付帯していただくということは事務的には可能ですか。

○危機管理課 渡辺

ご意見を聞き、報告すべきものと判断した場合はその内容を骨子案、報告書への記載、あるいは、付帯意見として付けることはできると思います。

○村岡座長

座長として1つ申し上げたいのは、それは委員会の総意ではないので、1委員からのご意見としてそれをどのような形で付帯意見に盛り込むのかということは、意見を提出して下さった委員と事務局とで1対1で調整していただく、要はこの委員会で再度決議を取る必要はないと思いますので、そういうような対応していただけるのであれば、委員の皆様も意見を事務局までお寄せいただくということも1案かと思ひまして発言させていただきました。

ぜひ事務局の方で実現可能な、採用可能な方法について後日委員へ連絡いただければ、それに対応できるような意見をお持ちの方は委員各位から事務局にご提出していただくということで防災会議、あるいは市長へ意見を述べていただく機会とするという手順を踏んでいただくのも1案かと思ひます。

○危機管理課 渡辺

防災会議が今月の27日に開催することになっておりまして、来週の火曜日頃には防災会議の委員の皆さんへ資料を事前送付したいと考えています。

大変期限短い中でございますが、来週の火曜日の午後3時には資料を送りますので、来週の月曜日頃までに意見がございましたら、ご連絡をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○村岡座長

では事務局よりそのようにご対応いただけるというご案内もございましたので、委員の皆様もよろしくお願ひいたします。

さらにご意見ありましたら、いかがでしょうか。

○危機管理課 渡辺

1点よろしいでしょうか。

今の意見を付帯意見に盛り込むという内容と、また、文章全体についてどうしても誤字脱字等あるかもしれません。これにつきましては来週の火曜日の事前資料送付までに誤字脱字等の修正事項がありましたら、事務局が修正を加えることについて一任していただくということも決議をとっていただくようお願ひいたします。

○村岡座長

今、事務局からご説明ありました、まず付帯意見につきましては事務局に期日までに提出していただくということも含めて、別紙2の内容についてご承認いただく、並びに誤字脱字等がございましたら、その修正は事務局へ一任するという2点につきましては、ご承認いただける方は挙手をもってお示しいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

挙手多数と認められました。別紙2については付帯意見を収集してつけるという点、並びに修正については事務局へ一任するという2点について認められましたのでこれを行ったうえで、原案を関市防災会議に報告することといたします。

本日の議事2点につきましては以上でございます、会議全般あるいは防災会議又は防災につきまして何か意見がございましたらご発言いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員

先ほどから出ております、防災対策の基本的事項を明記するということなのですが、国の方の災害対策基本法にも住民の責務の所に、ある程度具体的なことが書かれています。

関市の地区防災計画にも自助共助の部分について書かれていますが、その上に位置する国の法律の下にはなるわけだが、条例に書くべき基本的事項はその計画に書かれていることよりも具体的に書く必要はないだろうとおもいますが、国の示されているものよりは詳しく書くというのは原則じゃないかなと思います。そういうことも頭に入れながら、あくまでこれは私たちが最初からやってきたことはどちらかというと条例じゃなくて失礼な言い方だけど、各家庭に配る関市の防災マニュアルや、防災ノートというようなものを作るに適したような最初の出発であったかなとは思っています。

今言いたかったのはその基本的事項というのは、そういうものをぜひ記載してほしいということです。特に個人的な希望ではありますが、市の予防対策とかそういうところで柱になるところがないという意見も出ていましたが、なんといっても自助共助が大事ということもあるが、そのところをしっかりと記載してもらわないと、実効性の確保というようなところは達成できないのではないかと思います。

また先ほど委員がおっしゃった5年に1回は見直すということもこうやって出来上がった条例ですので、どこかに明記してほしいなと思います。

○村岡座長

今のご意見も含めて、事務局の方で取り上げることが可能な点については取り上げていただくということをお願いしたいと思います。

他の委員の皆様よろしいでしょうか。ご意見もないようですので、本日の議事は全て終了いたします。委員の皆様、長時間、複数回にわたり慎重な審議賜り誠にありがとうございました。私もこれをもって座長を解任ということでありがとうございました。

令和5年1月13日 午前11時36分 閉会